



←新たな住宅セーフティネット制度  
PRロゴマーク

令和3年4月16日  
住宅局安心居住推進課

## 「居住支援法人」の活動を支援します！

本日より、住宅確保要配慮者の入居及び居住支援を目的とした「居住支援法人」の活動について、令和3年度における補助事業（一般応募）の募集を開始します。

### 〈応募概要〉

#### ①募集スケジュール

令和3年4月16日(金)～令和3年5月7日(金) 17時

#### ②応募要件

- ・ 詳細については、応募要領・応募書類をご参照ください。
- ・ 応募要領・応募書類は以下 HP より入手してください。

U R L : <http://ksk-support.jp>

(居住支援活動推進事業室ホームページ)

#### ③事務局（応募書類提出先）

居住支援活動推進事業室

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 3-25 精和ビル 5F

T E L : 03-5357-1147

E-Mail : [info@ksk-support.jp](mailto:info@ksk-support.jp)

#### 【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 田代、係長 小越

TEL : 03-5253-8111 (内線 39833、39864)、03-5253-8952 (直通)、FAX : 03-5253-8140

# 新たな住宅セーフティネット制度の概要

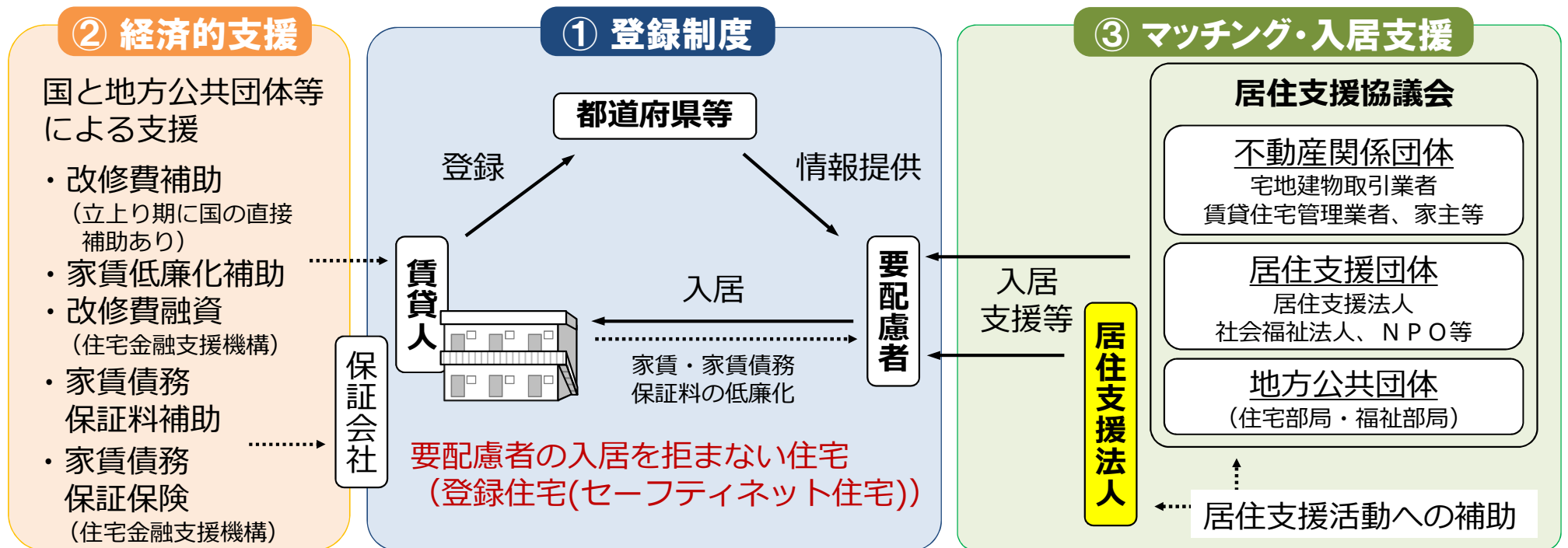
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

## ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

## ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

## ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

### 【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



※今回は居住支援法人が行う入居支援等の活動に対する補助事業を公募します。

# 居住支援法人制度の概要

## 居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

## ● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

## ● 居住支援法人の行う業務

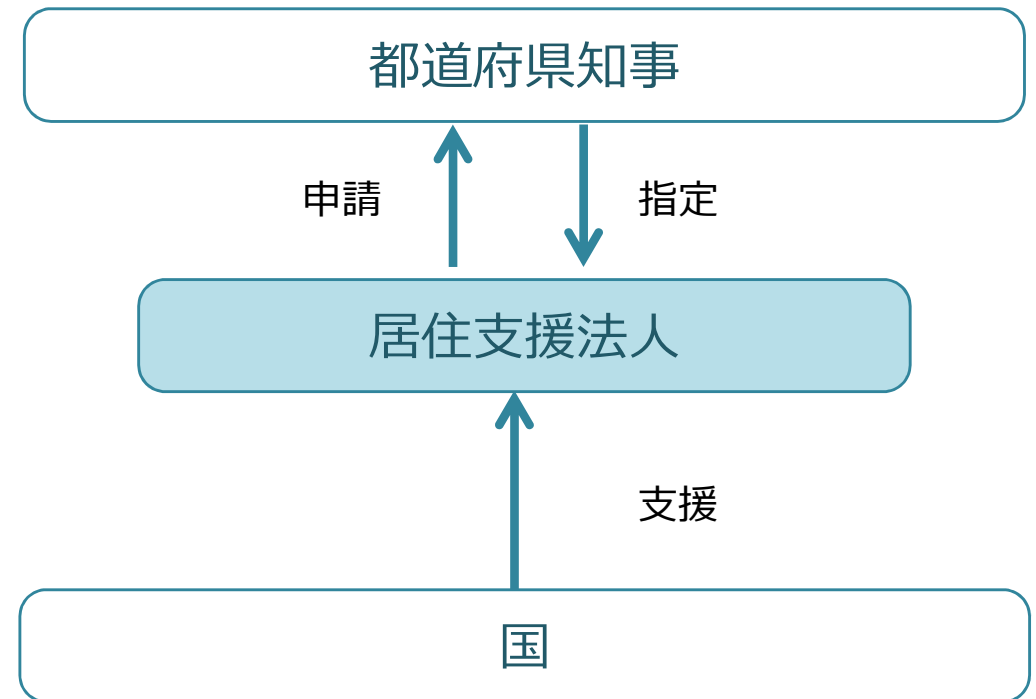
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

## ● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R3年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

## 【制度スキーム】



# 居住支援法人の活動支援 (R3年度居住支援法人活動支援事業)

- 予定している活動項目 (①~②) に応じて、**支援体制の整備 (基本項目)** と **実績見込みの設定 (加算項目)** により年度当初の交付決定額を一旦決定。(中間検査を踏まえて、最終的な交付決定額を決める予定。)
- 補助累計年数が5年を超える法人については補助額を90%に調整 ※赤字はR3年度及びR3年3月の拡充事項

**補助上限額1,000万円**※ (補助率10/10) 交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付  
 ※ 外国人の入居の円滑化に係る活動、**孤独・孤立対策として見守り等**または**空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営**を実施する場合は、**補助上限額1,200万円**

## 基本項目【①は必須】

下記を実施するための体制が整備されていることが必要

活動項目	事業内容
① 入居前支援【必須】 200万円※	相談窓口や訪問等による相談対応、不動産店への同行 等  <small>※刑余者、障がい者向け支援を実施する場合、各50万円を加算</small>
② 入居中支援【任意】 50万	訪問等による見守り、緊急時の駆けつけ対応、生活相談や就労支援 等

①~②の組合せパターン (2つ) から選択

パターン	上限額	パターン	上限額
①のみ	<b>300万円</b>	①・②	<b>350万円</b>

【上記上限額適用の要件】 担当者 (複数人の合計でも可) が週30時間以上勤務していること (週30時間未満は1/2)

## スタートアップ加算【基本項目上限額×1.1】

- 法人指定後1年未満の法人を対象に、基本項目上限額に10%を自動加算

## 加算項目※1【任意】

※1 応募法人数次第で、調整率を乗じる場合あり

- ① 入居相談解決
[上限515万円]  
 (入居した件数に応じて加算)  
 「**解決件数**」×「**住宅の類型別の単価**」(上限まで)
  - 民間賃貸住宅 (1件あたり10万円)
  - セーフティネット住宅 (1件あたり12万円)
  - サ高住・有料老人ホーム (1件あたり1万円) 等※一時宿泊施設・通所施設等は対象外
- ② セミナー、勉強会等開催・参加
[上限50万円]  
 ・活動地域内での連携を目的としたセミナーの開催等
- ③ 死亡・退去時支援
[上限50万円]  
 ・死後事務委任、家財、遺品の整理や処分等



## 特定加算項目※2【任意】

- 外国人向け居住支援
[上限200万円]  
 ・バイリンガル支援員等の雇用
- 支援付き住宅を運営する場合
[上限200万円]  
 ・サブリース方式により支援付きセーフティネット住宅を運営する場合
- 孤独・孤立防止対策
[上限200万円]  
 ・低所得者や高齢者、障害者、ひとり親世帯等への見守り等

※2 いくつか取り組む場合も加算額の上限は200万円